省令

○厚生労働省令第四号

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律（平成二十四年法律第五十一号）の施行に伴い、並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五条第一項及び第十三項、第二十二条第四項、第七十七条第一項並びに第七十八条第一項並びに構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第十項及び第三十四条の規定に基づき、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令を次のように定める。

平成二十五年一月十八日

厚生労働大臣　田村　憲久

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令

（障害者自立支援法施行規則の一部改正）

第一条　障害者自立支援法施行規則（平成十八年厚生労働省令第十九号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則

目次中「第六十五条の十」を「第六十五条の九の三」に、「障害者自立支援法関係業務」を「障害者総合支援法関係業務」に改める。

第一条中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第六条の七第一号中「につき」を「又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号。以下「令」という。）第一条で定める疾病による障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者であって十八歳以上であるもの（以下この号において「身体障害者等」という。）につき」に、「当該身体障害者」を「当該身体障害者等」に改める。

第六条の十七の見出し中「第一条第一号」を「第一条の二第一号」に改め、同条中「障害者自立支援法施行令（平成十八年政令第十号。以下「令」という。）第一条第一号」を「令第一条の二第一号」に改める。

第六条の十八（見出しを含む。）中「第一条第二号」を「第一条の二第二号」に改める。

第六条の十九（見出しを含む。）中「第一条第三号」を「第一条の二第三号」に改める。

第九条第二号中「第七十七条第一項第一号」を「第七十七条第一項第三号」に改める。

第十二条の二中「当該障害者又は障害児の保護者」を「当該障害者」に改める。

第三十四条の七第一項第六号中「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」に改める。

第三十四条の二十四第一項第十三号中「障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準」に改める。

第三十四条の三十三第一号中「第七十七条第一項第一号」を「第七十七条第一項第三号」に改める。

第三十四条の五十九第一項第六号及び第二項第一号中「障害者自立支援法に基づく指定計画相談支援の事業に関する基準」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」に改め、同項第二号中「第八十九条の二第一項」を「第八十九条の三第一項」に、「自立支援協議会」を「協議会」に改める。

第三十五条第一項中「第一条第一号」を「第一条の二第一号」に改める。

第三十六条第二号中「第一条第二号」を「第一条の二第二号」に改める。

第六十五条の十の前に次の一条を加える。

（市町村の地域生活支援事業）

第六十五条の九の三　市町村は、法第七十七条第一項各号に掲げる事業のうち、次の各号に掲げるものについては、当該各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定めるところにより行うものとする。

一　法第七十七条第一項第六号に掲げる事業　当該事業において意思疎通支援を行う者の派遣を行うに当たっては、少なくとも手話及び要約筆記に係るものを行うこと。

二　法第七十七条第一項第七号に掲げる事業　当該事業において意思疎通支援を行う者の養成を行うに当たっては、少なくとも手話（特に専門性の高いものを除く。）に係るものを行うこと。

第六十五条の十（見出しを含む。）中「第七十七条第一項第一号」を「第七十七条第一項第三号」に改める。

第六十五条の十の二（見出しを含む。）中「第七十七条第一項第一号の二」を「第七十七条第一項第四号」に改める。

第六十五条の十一の見出し中「第七十七条第一項第二号」を「第七十七条第一項第六号」に改め、同条中「第七十七条第一項第二号」を「第七十七条第一項第六号」に、「要約筆記等」を「要約筆記、触手話、指点字等」に改める。

第六十五条の十二の見出し中「第七十七条第一項第二号」を「第七十七条第一項第六号」に改め、同条中「第七十七条第一項第二号」を「第七十七条第一項第六号」に、「手話通訳等」を「意思疎通支援」に改める。

第六十五条の十三（見出しを含む。）及び第六十五条の十四（見出しを含む。）中「第七十七条第一項第四号」を「第七十七条第一項第九号」に改める。

第六十五条の十四の三の次に次の一条を加える。

（都道府県の地域生活支援事業）

第六十五条の十四の四　都道府県は、法第七十八条第一項の規定による事業において特に専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成及び派遣並びに意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整を行うに当たっては、当該養成及び派遣については少なくとも手話、要約筆記、触手話及び指点字に係るもの、当該派遣に係る市町村相互間の連絡調整については少なくとも手話及び要約筆記に係るものを行うものとする。

第六十五条の十五中「会議の設置」の下に「、特に専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成及び派遣、意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整」を加える。

第五章の章名中「障害者自立支援法関係業務」を「障害者総合支援法関係業務」に改める。

第七十条の表第三十四条の六十四の項の次に次のように加える。

第六十五条の十四の四	都道府県	指定都市
	派遣並びに意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整	派遣
	当たっては、当該養成及び派遣については	当たっては、
	、当該派遣に係る市町村相互間の連絡調整については少なくとも手話及び要約筆記に係るものを行う	を行う